

2012年 8月 8日

改正貸金業法完全施行後2年を迎えての会長声明

静岡県弁護士会

会長 渥美利之

2006年12月の国会において全会一致で可決・成立した改正貸金業法（以下「改正法」という。）は、2010年6月18日に完全施行され、このたび同施行から2年を経過した。

同改正の柱は、上限金利の引下げと収入の3分の1以上の貸付けを禁止するいわゆる総量規制にあったが、施行後、多重債務者は激減し（施行前約230万人から施行後44万人）、自己破産申立件数も大幅に減少する（同約17万人から10万人）など、着実にその成果を上げてきた。

しかるに、近時、消費者金融業界全体の貸付残高の大幅な減少や大手消費者金融会社の倒産あるいは事業縮小等の同業界の現状を背景に、与野党の一部議員から、上記金利規制や総量規制の見直しの声があがっている。その理由として、貸付条件を厳格化したために借りられない人が増えてヤミ金融に流れている、零細な中小事業者の需要があるといった事情があげられている。

しかしながら、経済的に逼迫・困窮状態にある市民や事業者が、上記見直しによって緩和された条件に基づく高金利の融資を受け得たとしても、一時的な急場しのぎにすぎず、結局は高利の返済に追われる結果、同人らの生活や事業は破綻するだけであって、その救済に繋がるわけではない。しかも、多重債務者は、自身の家族・親類・友人など、周辺関係者に対して相当迷惑を掛けて破綻するのが常であり、高利金融は良好な人間関係を破壊する原因ともなっている。

このように経済的に逼迫した市民や事業者の救済は、セーフティネットや低利融資制度の拡充等によって達成されるべきであって、改正法の見直しによって実現できるものではない。

そもそも、前記見直し論の根拠である、改正法の施行によってヤミ金融が増加したという社会的事実認められない。ヤミ金融は、警察による摘発を強化することによって防止できるものであり、現にその摘発の強化によってその数は一時期に比べて相当数減少している。

当会は、上限金利の引上げや総量規制を緩和する必要性は全くないことを確認し、改正法の規制緩和の動きに強く反対するとともに、今後も、地方自治体等の関係諸機関と協力して無料法律相談を実施するなど、多重債務問題の解決に向けた活動を継続していくことを改めて決意するものである。